

平成29年度の国民年金保険料免除申請の受付が始まります

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難なときは申請し、承認されると保険料が免除されます。被保険者の負担能力に対応できるよう段階的に免除基準が設定されています。

【制度について】

①免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年度の所得が、それぞれ免除基準以下であることが条件となります。申請期間に対応する前年所得にもとづき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

- または熊谷年金事務所
◎持参するもの
- ①年金手帳
 - ②印鑑
 - ③失業したかたは雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などの写し
 - ④学生の場合は学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には表面と裏面両方のコピー）または在学証明書

②天災や失業などの理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書などを添えてください。

③申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

④納付猶予は、本人が50歳になる前の月までは申請ができます。

【申請方法】

◎申請場所

住民福祉健康課 保険年金係、

申請はお早めに

保険料の納付期限から2年を経過していない期間についても、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。なお、免除などの申請が遅れると、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

【免除の対象となる所得(収入)の目安】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)	162万円 (257万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)	92万円 (157万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)	57万円 (122万円)

※()内は給与所得者の年収ベースの目安

問合せ〓住民福祉健康課 保険年金係 ☎76・1366

特定健診の予約申込みはお済みですか？

対象

美里町国民健康保険加入者で、今年度中に40歳～75歳になるかた
埼玉県後期高齢者医療制度加入者で、美里町に住所のあるかた

健診日 7月24日(月)～28日(金)
健診項目 問診、身体測定（身長、体重、腹囲）、血圧測定、血液検査（脂質、肝機能、腎機能、血糖、貧血）、尿検査、心電図、眼底検査、歯科

場所 保健センター
受付時間 午後1時～2時

健診を希望されるかたは電話でお申し込みください。



問合せ＝住民福祉健康課
保険年金係 ☎76-1366

7月は青少年の

非行・被害防止特別強調月間です

地域ぐるみで非行を防止しよう



次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民全ての願いです。

最近の青少年を取り巻く環境は、インターネット上の違法・有害情報のまん延をはじめ、憂慮すべき状況にあります。

特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期です。

そこで、県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民が連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

この運動は、県民一人ひとりが青少年の非行根絶を願う気持ちを身近な行動に移し、社会全体の取り組みにつなげていくとするものです。

県民としての取り組み

家庭の役割

家族の一員としての自覚の育成

学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造

地域の役割

子育ての経験や知恵を生かした声かけ

社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です



犯罪や非行を防止し、

立ち直りを支える地域のチカラ

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くには、公共機関が各種施策を進めていくことはもちろんのこと、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、そして支えていくことが必要です。

犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけづくりを目指しています。

問合せ〓住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76・5132

社明パレードの一環として

「愛の募金活動」を実施

7月3日(月)、社会を明るくする運動強調月間と青少年の非行・被害防止特別強調月間にあたり、保護司・更生保護女性会ほか関係団体の皆さんで、街頭パレードを実施します。

また、この運動に併せて、青少年の健全育成のための「愛の募金活動」を行っています。ご理解とご協力をお願いします。